

# ユニバーサルデザインを巡る最近の動向

米国リハビリテーション法 508条のグローバル インパクト



2001.7.19

KADOTA

# ITのユニバーサルデザイン



今、ITでは何が起きているのか

## エコ& ヒューマン



**エコロジー**  
(環境負荷軽減)



**ヒューマンセントラードデザイン**  
(情報格差デジタルデバイドの解消)

## UDの最新動向

- IT先進国の米国では、だれもが利用できる情報機器の普及促進の「**通信法 255条**」や、非健常者の雇用促進の法「**リハビリテーション法 508条**」を実施。



### グローバルインパクト

デジタルデバイド解消 ➡ IT機器の具体化  
情報化先進国では情報弱者支援を国家政策に！

企業は環境対策と同様な対応が求められる。

## 背景 : 日米の差異

### ● 業界の課題:

#### ☆ 日米の衝撃的なギャップ (ディスアビリティ問題)

米 国		日 本
オフィスの高齢ユーザー層 連邦省庁の職員65歳以上の高齢者は約1.6%	就労環境	官庁0% (企業も)
企業は法令をビジネスチャンスと見る デジタルデバイドの解消	企業戦略	法令は規制、ネガティブ 社内のベクトル合わせのパワー必要 難逃れ 対策
支援技術により納税者に転換 社会的な合意目標	社会基盤	保護する対象

注: ディスアビリティとは、能力が発揮できないこと。

# リハ法508条とFAR概要

1. 米国連邦諸官庁は、障害を持つ人が健常者と同様に利用できる電子化・情報機器を調達すること。（2001年6月21日以降）
2. 連邦諸機関が提供する公共サービスを外部の非健常者が、アクセスし利用できるようにすること。
3. 諸官庁は、調達先との購入契約書に「508条アクセシビリティ基準」の条項を盛り込むこと。しかし、過度の負担を要求しない。
4. アクセシビリティ基準の達成度の高い商品を購入すること。レベルの判断は購入担当が行う。

508条アクセシビリティ基準の入手先は：  
<http://www.access-board.gov/sec508/508standards.htm>

## 508条の問題点

- **重度障害から軽度障害まで幅広くカバー**  
多様な障害をもつ非健常ユーザーへの対応を要求 (コスト増加)
- アクセシビリティ基準の要求する達成レベルが曖昧
- 基準の達成度評価ルールが未確立  
(508条の実施に伴う諸課題、懸案事項を専門機関で検討)
- 基準の達成レベルは調達担当が判断 **判定困難?**
- **設計基準」というよりも 性能基準」**



達成手段、方法の多様さ

## 255条と508条の違い

	通信法第255条	リハ法第508条
対象	企業 (メーカー、通信業者)	連邦官庁 (調達責任者)
主管元	FCC (連邦通信委員会)	GSA (General Service Administration) 調達部門
目的	障害を持った人が使用できる商品の販売を企業に要求	官庁の障害を持った人が使用できるEIT商品を購入する義務
販売先	コンシューマ、業務用	連邦諸官庁の調達部門
企業への影響	FCCの影響力が不安 障害者団体の活動が活発化	商品が販売できなくなる 企業イメージの低下 州政府、大手企業の販売に影響

# 法の要求概要

	通信法第255条	リハ法第508条
内容	障害をもつ人が通信機器・サービスを利用できる設計が既存の周辺機器との互換性を持たせること(容易に達成可能な場合)	米国連邦官庁はEIT(電子情報技術)機器を調達する際、障害をもつ人が利用できる製品を調達すること。
要求機能	アクセシビリティガイドライン(指針)	アクセシビリティスタンダード(遵守)
要求共通部分	遠隔通信の項、障害の範囲ほぼ同等 過剰な義務は課さない	遠隔通信の項、障害の範囲ほぼ同等 過剰な義務は課さない
対象製品	公衆回線とデータを送受信する通信機器,電話機,FAX	EIT(電子化情報技術)製品,ウェブサイト,対象は公範囲

## 罰則は？

	通信法第 255条	リハ法第 508条
強制力	指導、強制力ない 企業努力を要求	官庁に対する調達 遵守義務、強制力 (FAR)
クレームと 提訴先	全てのユーザーはFCC へ提訴できる	連邦官庁の職員は 違反を裁判所へ告訴
処理	FCCが調停 企業指導、企業の情報公開	裁判所 (訴訟審理)
罰則	最悪、販売停止命令 FCC管理の規則は要注意、 米国へ輸出時の影響懸念	法令違反 (調達担当) 製品を供給した企業は対 象でない

# 対策概要

使用可能

支援機能により誰  
でも機器を使用可能

操作障害があっても利用できる  
**アクセシビリティ**

非健常者

**汎用機の共用化**

**ユーザビリティ**

汎用機の使いやすさ

機器に近づく  
ことも使用も  
できない

健常者

効率・快適性向上



# 対策は何時までに？

改正508条は2001年6月21日より施行  
508条基準を取り込み調達規則FAR 6月25日実施、  
これにより強制力が発生する。

・マイクロ調達規定  
2003.1改訂で除外

2000

2001

2002

12月21日  
508条ファイナル  
アクセシビリティ  
基準発表  
(6ヶ月後発効)

3~4月頃  
・FAR改訂案発表  
(連邦調達規則)

6月21日  
**改正508条施行**  
6月25日  
508条取り込み**FAR実施**

10月  
連邦諸官庁  
会計新年度

調達時の  
適合チェック

→  
当面の対策

FAR(Federal Acquisition Regulation)

マイクロ調達 2.500ドル以下は適用除外規定